

## 行政組織（市役所の課・係）が4月から一部変更になります

3月31日(水)まで

課名	係名
危機管理課	防犯係
	防災係
復興推進室	復興推進係

4月1日(木)から

課名	係名	電話番号
危機管理課	防犯係	(20)3056
	防災係	
	復興推進係	

課を統合します

人事課	人事係
	給与厚生係

人事課	人事係	(20)3057
	給与厚生係	
ワークサポートセンター		

人事課内にワークサポートセンターを配置します

環境政策課	環境政策係
	環境保全係
クリーン推進課	クリーン推進係
	廃棄物対策係
	施設係

環境政策課	環境係	(20)3013 (22)2654 (23)8153
	クリーン推進係	
	廃棄物対策係	
	施設係	
	一般廃棄物処理施設対策担当	

課を統合します。環境政策係と環境保全係を統合し環境係とし、新たに一般廃棄物処理施設対策担当を配置します

▶環境政策課の事務室がみかもクリーンセンター内（町谷町206-13）に移転します

市民課	年金係
	届出証明係
	戸籍係
医療保険課	地域医療係
	国保係
いきいき高齢課	高齢福祉係
	地域支援係
	長寿医療係
健康増進課	成人保健係
	母子保健係
	新型コロナワクチン接種担当

市民課	戸籍係	(20)3017
	届出証明係	(20)3016
医療保険課	年金係	(20)3019
	国保係	(20)3024
	長寿医療係	
いきいき高齢課	高齢福祉係	(20)3021
	地域支援係	
健康増進課	地域医療係	(24)5770
	成人保健係	
	母子保健係	(25)8710
	新型コロナワクチン接種担当	

市民課年金係が医療保険課へ、医療保険課地域医療係が健康増進課へ、いきいき高齢課長寿医療係が医療保険課へ異動します

介護保険課	介護サービス係
	事業所指導係
	介護認定係
	保険料係

介護保険課	介護サービス係	(20)3022
	介護認定係	
	保険料係	

介護サービス係と事業所指導係を統合し、介護サービス係とします

産業立市推進課	産業立市推進係
	商工振興係
	まちなか活性化係

産業立市推進課	産業立市推進係	(20)3040
	まちなか活性化係	

産業立市推進係と商工振興係を統合し、産業立市推進係とします

### 組織の名称変更

- ▶社会福祉課「管理係」を「福祉総務係」に変更 ☎(20)3020
- ▶スポーツ立市推進課「管理係」を「スポーツ施設係」に変更 ☎(20)3049
- ▶「国体準備課」を「国体推進課」に変更 ☎(27)7006

■問合せ＝行政経営課 ☎(20)3005



# 国民健康保険・後期高齢者医療人間ドックのお知らせ

令和3年度国民健康保険・後期高齢者医療人間ドックは、下記の日程で電話にて予約を受け付けます。

- ▶ 受付時間＝午前9時から午後5時まで
- ▶ 予約専用電話番号 ☎(85)7201

受付日	受付医療機関	備考
4月19日(月)	佐野厚生総合病院	※国保のみ。A日帰り・B脳コースのみ
4月20日(火)	佐野医師会病院	
4月21日(水)・22日(木)	佐野市民病院	※A日帰り・B脳・C日帰り+脳コースのみ

- ・当日は電話のつながりにくい時間帯が発生することが予想されます。時間を調整し、ご予約ください。
- ・医療保険課の電話番号・代表電話番号からの申し込みはできません。
- ・予約完了後、後日、郵送にて申請書を送付します。必要事項などを記入・捺印の上、医療保険課へご提出ください。申請書が提出された時点で申請完了となりますので、ご注意ください。
- ・4月23日(金)以降は、通常どおり、市役所および田沼・葛生行政センターの窓口での申請が可能となります。

## ▼助成対象者

- ・国民健康保険人間ドックについては、受診日時点で満30歳以上の国民健康保険加入中の方
- ・後期高齢者医療人間ドックについては、受診時点で満75歳以上の方または後期高齢者医療に加入の方
- ・令和2年度以前の国民健康保険税を完納している世帯の方または後期高齢者医療保険料を完納している方
- ・令和3年度の特定健康診査・後期高齢者医療健康診査を受診しない方
- ・特定健康診査・健康診査に相当する検査結果を市に提供することに同意する方

## ▼助成内容

コース		本人負担額	佐野厚生総合病院	佐野医師会病院	佐野市民病院
A	日帰り	21,450円	○※国保のみ	○	○
B	脳	19,250円	○※国保のみ	○	○
C	日帰り+脳	34,900円	×	○	○
D	1泊2日	37,100円	×	○	×※R3年度廃止
E	1泊2日+脳	59,100円	×	○	×※R3年度廃止
F	歯科	1,830円	市内指定医療機関 ※国保のみ。A～Eとの重複利用可		

## 注意事項

- ・体調が優れないとき（発熱・咳などの風邪症状があるときなど）は、受診をご遠慮ください。
- ・事前の申請が必要です。医療機関への直接の申し込みはできません。
- ・委託医療機関での健診費用の2分の1（上限3万円）を助成します。
- ・A～Eコースは、1年度につき1回のみです。
- ・Fコースは、他のコースと重複して受診可能です（国民健康保険被保険者のみ）。
- ・予定人数を超えた場合など、希望に添えない場合があります。
- ・医療機関によっては、上記本人負担額に追加料金が発生する場合があります。詳しくは、医療保険課までお問い合わせください。

■問合せ＝医療保険課 ☎(20)3024（国民健康保険）国保係、（後期高齢者医療）長寿医療係

